

# 住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進事業実施要綱

(制定) 平成 31 年 3 月 26 日付 30 環地次第 431 号

(改正) 令和 3 年 3 月 9 日付 2 環地次第 610 号

(改正) 令和 3 年 12 月 7 日付 3 環地次第 548 号

## (目的)

第 1 条 この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、住宅所有者の住宅用太陽光発電システムの設置に係る初期費用が不要な事業を促進することで、都内の太陽光発電システムの設置拡大を目指す「住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進事業」の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

## (事業の概要)

第 2 条 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が登録した初期費用ゼロサービスを提供する事業者に対し、都内の太陽光発電システム設置に要する経費の一部を助成する。

## (定義)

第 3 条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 住宅 人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分(人の居住の用以外の用に供する家屋の部分との共用に供する部分を含む。)をいう。
- 二 太陽光発電システム 太陽光を電気に変換するシステムであって、太陽電池、パワーコンディショナー（太陽電池が発電した直流電力を住宅で使用できる交流電力に変換する設備をいう。）その他これらに付随する設備で構成されるものをいう。
- 三 リース 太陽光発電システム（以下この号において「システム」という。）の所有者である当該システムの貸主が、住宅に当該システムを当該貸主の費用により設置し、当該住宅の所有者である当該システムの借主に対し、当事者間で合意した期間（以下「リース期間」という。）にわたり当該システムを使用収益する権利を与え、借主は、当事者間で合意した当該システムの使用料を貸主に支払うものであって、次のア及びイに掲げる要件に該当するものをいう。
  - ア リース期間の中途において当事者の一方又は双方がいつでも当該契約の解除をすることができないこと。
  - イ 借主が、当該契約に基づき使用する物件（以下「リース物件」という。）からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること。
- 四 電力販売 太陽光発電システムの所有者である発電事業者が、住宅に太陽光発電シ

システムを当該発電事業者の費用により設置し、当該太陽光発電システムから発電された電気を当該住宅所有者に販売するものをいう。

五 屋根借り 太陽光発電システムの所有者である発電事業者が、住宅所有者から太陽光発電事業用として当該住宅の屋根を一定期間借り受けた上で太陽光発電システムを当該発電事業者の費用により設置し、当該住宅所有者に対し当該屋根の使用料を支払うものをいう。

六 割賦販売 購入者から商品若しくは権利の代金を、又は役務の提供を受ける者から役務の対価を分割して受領すること（購入者又は役務の提供を受ける者をして販売業者又は役務の提供の事業を営む者の指定する銀行その他預金の受入れを業とする者に対し、分割して預金させた後、その預金のうちから商品若しくは権利の代金又は役務の対価を受領することを含む。）を条件として商品若しくは権利を販売し、又は役務を提供することをいう。

七 初期費用ゼロサービス 住宅所有者が負担する初期費用が不要であるリース、電力販売、屋根借り等の太陽光発電システムを設置するサービス（太陽光発電システムの販売（割賦販売を含む。）に係るものを除く。）をいう。

（助成対象者）

第4条 助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次条に定める助成対象事業を実施する者とする。ただし、次に掲げる者を除く。

一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）

二 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）

三 法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

四 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者でその復権を得ないもの

五 税金の滞納があるもの、刑事上の処分を受けたものその他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められないもの

（助成対象事業）

第5条 助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、公社が登録した初期費用ゼロサービスであって、次の要件を全て満たすものとする。

一 公社が定める期間に、住宅所有者と助成対象者との間で初期費用ゼロサービスに係る契約が締結されたものであること。

二 令和3年度末までに都内の住宅に太陽光発電システムが設置されるものであること。ただし、天災地変その他助成対象者の責に帰することのできない理由として公社

が認めるものがある場合にあっては、この限りではない。

三 第一号の契約を締結するに当たり、太陽光発電システムが設置される都内住宅所有者に対して、本助成金を申請すること及び当該契約金額は当該助成金額が控除されていること（屋根借りの場合は、当該助成金額が契約期間内の屋根の使用料合計に加算されていること）が説明されたものであること。

（助成金額）

第6条 助成金の交付額は、都の予算の範囲内において、助成対象事業における太陽光発電システムの発電出力（キロワットを単位とし、小数点以下第3位を四捨五入する。）に100,000円を乗じて得た額（国及び区市町村からの助成金を充当する場合にあっては、当該助成金の額を控除した額）とする。ただし、当該太陽光発電システムの設置に係る次に掲げる経費の合計額を限度額とする。

- 一 設計費（太陽光発電システムの設計等に要する費用をいう。）
- 二 設備費（太陽光発電システムの設備の購入等に要する費用をいう。）
- 三 工事費（太陽光発電システムの設置工事に要する費用をいう。）

（初期費用ゼロサービスの登録等）

第7条 助成対象事業を実施しようとする者は、公社に対し初期費用ゼロサービスの登録を申請するものとする。

- 2 公社は、前項の規定により登録の申請があった初期費用ゼロサービスについて審査し、次条に定める要件を満たすものについては、当該初期費用ゼロサービスを登録するとともに公社のホームページに登録した旨を公表するものとする。
- 3 前項の規定により登録された初期費用ゼロサービスについて、当該初期費用ゼロサービスの登録を申請した者は、登録された旨、標準価格及び当該初期費用ゼロサービスを利用することにより利用料が低減される旨（屋根借りの場合は、屋根の使用料が加算されている旨）を公表するものとする。

（初期費用ゼロサービスの登録要件）

第8条 公社が登録する初期費用ゼロサービスは、次に掲げる要件及び公社が別に定める要件を全て満たすものとする。

- 一 設置される太陽光発電システムが、停電時においても電気供給を継続する機能を有していること。
- 二 太陽光発電システムが故障した場合、助成対象者により速やかに交換又は修理が行われるものであること。

(本事業の実施体制)

第9条 都は、次の各号のとおり本事業を実施する。

- 一 都は、公社に対し、本助成金の原資として出えんを行うものとする。
- 二 公社は、前号の出えん金を基に基金を造成し、都と公社とで別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。
- 三 都は、第一号の出えん金のほか、公社に対し、初期費用ゼロサービスの登録及び本助成金の交付を行う事務を委託し、当該事務の執行に要する費用については、都の予算の範囲内において、委託料として公社に支払うものとする。

(本事業の実施期間)

第10条 本事業の実施期間は次の各号のとおりとする。

- 一 初期費用ゼロサービスの登録の申請の募集は、令和元年度から令和3年度まで行う。
- 二 本助成金の申請受付及び交付は、令和元年度から令和4年度まで行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うための必要な事項は、都が別に定める。

附 則 (平成31年3月26日付30環地次第431号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月9日付2環地次第610号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年12月7日付3環地次第548号)

この要綱は、決定の日から施行する。